

スマホでかんたん確定申告

いつでもどこでも
最短20分

令和7年2月17日(月)から確定申告が始まります。
簡単・便利で、待ち時間なしのスマートフォン申告を始めてみませんか。

国税務課町民税係 ☎028(677)6013



スマートフォン申告に必要なものは？

- マイナンバーカードと
マイナンバーカードの暗証番号
- スマートフォン
(マイナンバーカード読み取り対応機種)
- 源泉徴収票、医療費控除の明細書、
収支の明細書 など



動画でも確認！

スマートフォンを使った申告の方法を動画で見ることができます。

国税庁ホームページ
「動画で見る確定申告」▶



事前にマイナポータルでの連携が必要です。

国税庁ホームページ
「確定申告の事前準備」▶



マイナポータル連携によりこんなに便利に

マイナポータル連携で自動入力されるものの例

収入関係

給与の源泉徴収票※
年金の源泉徴収票
株式の特定口座

※お勤め先がe-Taxで
提出している必要があります

控除関係

医療費・ふるさと納税
生命保険・地震保険
社会保険料
iDeCo・小規模企業共済等掛金
住宅ローン控除関係



やってみよう！スマートフォン申告

令和6年分の確定申告書作成コーナーの公開は、令和7年1月上旬を予定しています。

例 給与収入があり、年末調整が済んでいる人が、医療費控除と寄附金控除を受ける場合

カメラアプリなどで
コードを読み取る



1 確定申告書等
作成コーナーへアクセス

作成コーナー | Q

2 初期登録や申告内容の入力・
アプリのインストール等を行う
※マイナポータルとの連携もできます。

入力

3 マイナンバーカードを
読み取り、本人情報を確認
※マイナンバーカードの暗証番号が必要です

読み取り

4 源泉徴収票を撮影し、
内容確認(必要に応じて修正)
※大部分は自動計算されます。

撮影

5 医療費控除と
寄附金控除を入力

入力

6 還付口座等の
入力

入力

7 入力内容を
確認して送信

送信

開始から送信まで
所要時間約20分



通常の確定申告に必要なもの

収入が分かるものと控除に使用するものが必要です。書類の例は次のとおりです。

収入が分かるもの

- 給与の源泉徴収票
(給与収入がある人)
- 公的年金の源泉徴収票
(公的年金収入がある人)
- 収支内訳書
(農業収入、営業収入、不動産収入などがある人)
- 雑所得(生命保険年金)の明細書
(個人年金を受け取っている人など)
- 退職所得の源泉徴収票
(退職金を受け取っている人)

控除に使用するもの

- 医療費控除の明細書
(医療費控除を受ける人)
- 💡 医療費控除の明細書は個人ごと、
医療機関ごとに集計しておきましょう。
- 生命保険料控除証明書
(生命保険料控除を受ける人)
- 寄附金受領証明書
(寄附金控除を受ける人)



田んぼを貸してお米を買っている場合は、不動産所得として申告が必要です。不動産所得用の収支内訳書を用意してください。令和6年度産米は、1俵(60kg)あたり19,300円です。

Pick Up! キャッシュレス納付が便利です!

真岡税務署 ☎0285(82)2115

国税の納付は、金融機関または税務署の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。キャッシュレス納付には次の4つの方法があります。

- ① ダイレクト納付(原則e-Tax利用者)
- ② 口座振替
- ③ インターネットバンキング(原則e-Tax利用者)
- ④ クレジットカード納付・スマホアプリ納付

事前準備が必要なものもありますので、詳しくは真岡税務署にご確認ください。

Pick Up! スマホ申告なら還付が早い!

スマホ申告なら、還付がスピーディーになります。

書面提出の場合には約6週間かかる還付が…**スマホ申告なら、半分の約3週間!**